別紙

令和５年３月 13 日　改訂

足柄ふれあいの村村内での活動及び生活時におけるマスク着用の考え方について

このことについて、令和４年５月 23 日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本により「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され、マスク着用の考え方の整理がなされ、改めて示されました。

また、令和４年５月 20 日に厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表され、これらを踏まえ、文部科学省及び県教育委員会より「学校におけるマスク着用の考え方及び幼児の取扱いについて」が示されました。

さらに、令和５年２月 10 日、マスクの着用に関する政府の方針が示されたことにより、同年３月 13 日からの足柄ふれあいの村村内での活動及び生活時におけるマスクの着用については、以下の通りとさせて頂きます。

	【屋内活動】	【屋外活動】
対　象　場　所	・宿泊室　・プレイルーム　・展示ガイダンス室　・会議室 ・研修室　・大会議室　・工作棟　・工作室　・食堂内 ・管理棟ロビー等	・各炊事場 ・各広場 ・村内散策路等
基本的な対応	■活動中過度に密になる場合等に、マスクの着用を推奨するが、着用については各団体、個人、利用者の判断に委ねる。	■活動中過度に密になる場合等に、マスクの着用を推奨するが、着用については各団体、個人、利用者の判断に委ねる。
具体的な活動例	例）プレイルーム内でのオリエンテーションやレクリエーション 例）工作室内でのクラフト体験 例）食堂内での食事	例）野外炊事活動 例）キャンプファイヤー時

※各場面でのマスクの着用については、原則的に着用を求めません。周囲の状況や他の利用者様との関係も踏まえ、各団体で総合的にご判断ください。
着用はあくまでも“自由判断”となりますので、他者や他団体へのマスク着用の強要はしないようお願いいたします。

※なお、ふれあいの村職員のマスクの着用については、特に利用者様と接する機会の多い部門に限り、引き続き着用を基本として対応をしていく次第です。
また、当施設が主催する事業（不登校対策事業を含む）につきましても、上記同様、必要と思われる場面のみ、事業参加者へマスクの着用をお願いします。